

古河電工健康保険組合会会議規程

制定 昭和 27 年 4 月 1 日

第1章 総則

第1条 議員の席次は抽選で定め在任中これをすえ置く。

2 補欠議員の席次は前任者の席次による。

第2条 議案または報告書は開議前に議長より議員に配布しなければならない。

第3条 議長は会議を開くときは開議の旨を宣言しなければならない。

2 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。

3 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

4 議案または報告書は議長が附議した後、組合の事務員をしてこれを朗読せしめる。ただし議長の意見によりこれを省略することができる。

第4条 会期を定めて招集した会議の場合には、議長は次日の会議日程および開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。

2 会議日程に定めた事件につき、当日開議することのできないとき、またはその事件の会議が終らないときは、議長はさらに会議日程を定めて、これを会議に報告しなければならない。

第2章 動議および建議

第5条 動議は2人以上の賛成者がなくてはこれを議題となさない。

第6条 建議案を提出しようとするときは、2人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし事件の簡単なものは、議長の許可を受けて議場においてこれを述べることができる。

第7条 動議または建議であって否決されたものは、その会期中は再びこれを提出することはできない。

第3章 発言および討論

第8条 議員は発言しようとするときは、起立して議長と呼び、自己の氏名または席次番号を告げ、議長の許可をうけなければならない。

第9条 討論は議題外にわたってはできない。

- 2 議員の討論が冗長にわたり、または不必要の討論と認められるときは議長はこれを制止することができる。

第4章 採決

第10条 否決の動議は修正の動議に先立ち、採決しなければならない。

第11条 修正の動議は原案に先立ち採決しなければならない。

第12条 議長において採決をしようとするときは、その議題および採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。

- 2 右の宣言をした後は、その議題について議員は発言することができない。

第13条 表決の方法は挙手による。ただし議長の意見により他の方法を用いることができる。

第14条 議長は表決の結果を宣言しなければならない。

第5章 秩序

第15条 会議中この規則に違反し、その他議場の秩序をみだす議員があるときは、議長はこれを制止し、命にしたがわないときは、当日の会議の終るまで発言を禁止し、または議場外に退去を命ずることができる。

第16条 議場がさわがしくなり、そのため整理しがたいときは、議長は当日の会議を中止し、またはこれを閉じることができる。

第6章 傍聴

第17条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、被保険者証を提示した上で入場しなければならない。

第18条 傍聴人は静粛を旨とし、会議の言論に対して可否を表明したり、もしくはさわがしくしたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはいけない。

2 右に違反する傍聴人があるときはこれを制止し、命にしたがわないときは退場をせしめることができる。

第19条 議長より傍聴禁止の宣言があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

附 則

1.この規程は、昭和 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 1 日付 関東信越厚生局保険課届出)

(施行期日)

1.この規程変更は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 6 日付 関東信越厚生局保険課届出)

(施行期日)

1.この規程変更は、平成 30 年 7 月 13 日より施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 20 日付 関東信越厚生局保険課届出)

(施行期日)

1.この規程変更は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(令和 2 年 5 月 日付 関東信越厚生局保険課届出)

(施行期日)

1.この規程変更は、令和 2 年 5 月 16 日より施行する。